

## 豊富町職員の給与・職員数のあらまし

町には、住民生活にかかわる各部署で、さまざまな仕事に携わっている職員がいます。これらの職員には、従事する職務の内容に応じた給与が支給されています。今月号は法律で年1回の公表が義務づけられております職員の給与・職員数のあらましを紹介します。

### <1>人件費

人件費とは、職員に支給される給料や各種手当のほかに、共済費（民間の社会保険料の事業主負担分に相当するもの）などを含む広い範囲の費用の合計をいいます。平成22年度の一般会計決算で見ると、人件費の状況は（表1）のとおりです。

（表1）人件費の状況（平成22年度一般会計決算・・・地方財政状況調査）

区分	住民基本台帳人口 23.3.31現在	歳出額 (A)	実質収支	人件費 (B)	人件費率 (B/A)	前年度の 人件費率
22年度	4,394人	5,450,040千円	483,729千円	738,624千円	13.6%	13.4%

※人件費には町長などの特別職に支給する給料などを含みます。

### <2>職員給与費

職員給与費とは、人件費のうち職員に毎月支給される給料に扶養手当や住居手当、時間外勤務手当などの各種の手当と民間の賞与に当たる期末・勤勉手当などの支給額を合わせたものをいいます。

職員給与費の状況は（表2）のとおりです。

（表2）職員給与費の状況（平成23年度当初予算・・・一般職）

年度	職員数 (A)	職員給与費				1人当たりの 給与費(B/A)
		給料	期末・勤勉手当	職員手当	計(B)	
23年度	89人	323,941千円	112,365千円	140,014千円	576,320千円	6,475千円

※職員手当には、退職手当負担金及び追加負担金を含みます。

※一般職とは特別職を除いた職員のことをいいます。

### <3>給料表

個々の職員の給料月額は、給料表によって決まります。

給料表は、職種に応じて行政職給料表・医療職給料表などがあります。

それぞれの給料表は、職務の内容と責任の度合いに応じたいくつかの級と各級において給料月額の段階を定めた号俸から成り立っています。

多くの職員に適用されている行政職給料表は1級から6級まであり、一般行政職の占める割合は平成23年4月1日現在で（表3）のとおりです。

（表3）一般行政職の級別職員割合の状況（地方公務員給与実態調査）

区分	1級	2級	3級	4級	5級	6級	計
標準的な 職務内容	主事補 技師補	主事 技師	係長 主査・主任 総括主任	係長 主査・主任 総括主任	課長補佐 主幹・次長	課長・局長 事務長 教育次長	
職員数	8人	7人	25人	9人	14人	11人	74人
構成比	10.8%	9.4%	33.8%	12.2%	18.9%	14.9%	100.0%

※一般行政職に属する職員には税務職員・保健師・助産師・栄養士・保育士・医師・医療技術者・看護師および企業職員（水道）などは含みません。

### <4>給料

平成23年4月1日現在の学歴別初任給は（表4）、平均給料月額（表5）のとおりです。職員の給料は一定の期間（通常は12ヵ月間）良好な成績で勤務したとき4号俸昇給します。なお、経験年数別、学歴別でみた平均給料月額は（表6）のとおりです。

（表4）初任給の状況

区分		町		国	
		決定初任給	採用2年経過後	決定初任給	採用2年経過後
一般行政職	大学卒	172,200円	185,800円	172,200円	185,800円
	高校卒	140,100円	149,800円	140,100円	149,800円

(表5) 平均給料月額と平均年齢の状況(地方公務員給与実態調査)

区分	平均給料月額	平均年齢
一般行政職	323,000円	43.5歳

(表6) 経験年数別・学歴別の平均給料月額の状況(地方公務員給与実態調査)

区分	学歴	経験年数7～10年未満	経験年数10～15年未満	経験年数15～20年未満
		円	円	円
一般行政職	大学卒	-	290,100	-
	短大卒	-	247,800	279,500
	高校卒	192,900	230,800	282,000

※経験年数とは、学校卒業後直ちに職員として採用され、引き続き勤務している場合の採用後の年数をいいます。

学校卒業後、民間の会社などに就職したあと採用された場合は、その職歴・年数などにより初任給が決定されます。

※-の表示は、該当者が居ないことを表しております。

## <5> 諸手当

職員には、給料表に定められた給料の他に、一定の条件に当てはまる場合に(表7)の手当が支給されます。

(表7) 主な諸手当の状況

(平成23年4月1日現在)

区分	内容	国の制度との異同	異なる部分の国の制度
扶養手当	扶養親族のある職員に支給。 配偶者13,000円。 配偶者以外の扶養親族1人につき6,500円。 満16歳となる年度初めから満22歳となる年度末までの子1人につき5,000円を加算。	同じ	
住宅手当	住宅費用を負担している職員に支給。 借家などの場合(家賃12,000円を超える者が対象)は、27,000円を限度に支給。 新築・新規購入の持家者には10年間月額12,000円を支給。以降月額8,000円を支給。	同じ	
		異なる	国の制度はありません。
通勤手当	通勤のために自動車などを使用する者に、通勤距離に応じて、2,000円～24,500円を支給。 交通機関利用者には55,000円を限度に支給。	同じ	

※ほかに、特殊な勤務に従事する職員に支給される特殊勤務手当(代表的なものに税務手当など)・課長補佐以上に支給する管理職手当などがあります。

民間の賞与に当たる期末・勤勉手当は、給料に扶養手当を加えた合計額を基礎給与月額としてこれに(表8)の支給率を乗じて算出します。平成22年度の1年間の期末・勤勉手当合計支給率は3.95月分でした。

(表8) 期末・勤勉手当の状況

(平成23年4月1日現在)

区分	町			国		
	期別	期末手当	勤勉手当	期別	期末手当	勤勉手当
手 期 末 ・ 勤 勉 当 手	6月期	1.225月分	0.675月分	6月期	1.225月分	0.675月分
	12月期	1.375月分	0.675月分	12月期	1.375月分	0.675月分
	計	2.6月分	1.35月分	計	2.6月分	1.35月分
当	職務上の段階、職務の級などによる加算措置あり			職務上の段階、職務の級などによる加算措置あり		

退職手当は、退職時の給料月額に勤続年数と退職理由に応じて定められた(表9)の支給率を乗じて算出されます。

(表9) 退職手当の状況

(平成23年4月1日現在)

区分	町			国		
	支給率	自己都合	勸奨・定年	支給率	自己都合	勸奨・定年
退 職 手 当	勤続20年	23.5月分	30.55月分	勤続20年	23.5月分	30.55月分
	勤続25年	33.5月分	41.34月分	勤続25年	33.5月分	41.34月分
	勤続35年	47.5月分	59.28月分	勤続35年	47.5月分	59.28月分
	最高限度額	59.28月分	59.28月分	最高限度額	59.28月分	59.28月分
当	その他の加算措置 定年前早期退職特例措置あり			その他の加算措置 定年前早期退職特例措置あり		

## <6>特別職の報酬など

町長や副町長、議会議員など特別職の給料・報酬は町内の学識経験者で構成する特別職報酬等審議会の答申を基に、議会の審議を経て定められています。

平成23年4月1日現在の特別職の給料・報酬の月額（表10）のとおりです。

なお、平成22年度の期末手当は町長・教育長が年間3.85月分、議員が年間で4.25月分でした。

（表10）特別職の報酬などの状況

（平成23年4月1日現在）

役職	給料月額	役職	報酬月額
町長	700,000円	議長	220,000円
副町長	570,000円	副議長	180,000円
教育長	540,000円	常任委員長	170,000円
		議会運営委員長	170,000円
		議員	160,000円

## <7>職員数

職員の定数は条例で167人と定められています。平成23年4月1日現在の職員数は、（表11）のとおり133人となっています。

（表11）職員数の状況（地方公共団体定員管理調査）

（各年4月1日現在）

一般行政部門	職員数（人）		対前年 増減数	教育 公営企業等	職員数（人）		対前年 増減数
	平成22年度	平成23年度			平成22年度	平成23年度	
議会	2	2	0	教育	9	9	0
総務企画	20	21	1	病院事業	35	35	0
税務	5	5	0	水道事業	2	2	0
民生	18	17	-1	下水道事業	2	2	0
衛生	12	13	1	介護サービス事業	6	6	0
農林水産	10	10	0				
商工	5	6	1	小計	54	54	0
労働・土木	5	5	0	合計	131	133	2
小計	77	79	2				

### 一般会計とは？

水道・病院・介護保険会計などの特定の事業を經理する公営企業会計（特別会計）を除いた地方公共団体の基本的な会計のことをいいます。

住民税や地方交付税を中心に国庫補助金などを財源として、健康で文化的な生活が送れるよう、環境、福祉、教育など皆様方の生活に最も身近な町政を進めるための経費を經理します。

### 国家公務員との給与水準の比較について

一般的に国家公務員と地方公務員の給与水準の比較をおこなう場合に用いられる数値をラスパイレス指数といいます。

この数値は、地方公共団体間などでの職員構成によるばらつきが生じないように職種別・年齢別・地位別などの区分により、その職員数による加重平均をおこなった数値を算出し、国の数値を100とした場合の比較指数により国家公務員との給与水準の比較をおこなうものです。

宗谷管内の市町村のラスパイレス指数は次のとおりでした。（平成23年度ラスパイレス指数が情報提供前のため、平成22年度の数値となっております。）

稚内市	90.3	豊富町	94.5
猿払村	96.5	礼文町	95.0
浜頓別町	92.9	利尻町	91.9
中頓別町	99.7	利尻富士町	90.7
枝幸町	94.6	幌延町	94.7